## 参考資料1 東日本大震災復興対策本部事務局提供資料

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会第6回会合

## 復興支援事業の例

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	防災集団移転促進事業	国土交通省	都市安全課
事業概要	「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和47年法律第132号)に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居を集団的に移転させ、住民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とし、そのために必要な措置として、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行う。		
補助対象の考え方	○交付対象 防災集団移転促進事業に要する経費の補助 (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する費用 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する費用 ○限度額 (1)、(2)、(3)、(5)、(6)に要する経費については、補助基本額の限度額が定められている。更に、補助基本額のの度額が定められている。		
国費率	3/4		
地方財政 措置	地方負担のうち90%起債 措置)。残り10%について		
災害時の 特例	新潟中越地震被災地につからから5戸以上に緩和す		

事業実施に 際しての 市町村の 留意事項	<ul> <li>○住宅団地の規模は10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸を超える場合には、その半数以上の規模であること)</li> <li>○補助対象の考え方にある通り、補助対象に限度額が設定されている。</li> <li>○住宅団地の用地取得及び造成に要する費用について、宅地を分譲する場合は、補助の対象にならない。</li> <li>○移転促進区域内の土地の買取りについては、すべての農地及び宅地を買い取る場合、補助の対象となる。</li> </ul>
被災者の生活再建にかかる注意事項	〇当該事業による住宅団地の整備は宅地造成までで、住宅建設は移転者が行うこととなる。 〇移転者に対しては、以下の経費が事業主体から支払われる。 1)住宅団地における住宅建設及び土地購入に対し、金融機関等から必要な資金を借り入れた場合、利子相当額の経費 2)移転促進区域内の土地の買取りに要する経費(買取り価格は災害の発生するおそれがある危険区域であることを勘案して算定した価額) 3)住居の移転に伴い家財道具を運搬したり、従前の家屋を取り壊すための経費
市町村と しての 改善要望	<ul><li>・補助率の嵩上げ</li><li>・補助基本額の限度額の撤廃</li><li>・補助対象の拡大</li><li>・住宅団地の規模要件の緩和</li></ul>

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	土地区画整理事業	国土交通省	市街地整備課
事業概要	公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、土地 の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業で あり、健全な市街地の造成を図ることにより、公共の福祉の増進 に資することを目的とする。		
補助対象の考え方	土地区画整理事業に係る地方公共団体向け個別補助は、平成22年度から社会資本整備総合交付金に原則一括された。 ○社会資本整備総合交付金 ・道路事業・・・土地区画整理事業 ・市街地整備事業・・・都市再生区画整理事業 →被災市街地土地区画整理事業、緊急防災空地整備事業等を含む		
国費率	施行地区内の道路等を用地買収方式により整備することとして積 算した事業費の概ね1/2を国費として算定 ※国費の算定については、それぞれ制度ごとに社会資本整備総 合交付金交付要綱において規定		
地方財政 措置	地方負担のうち 90%起債可能 (うち20% 後年度交付税措 置)		
災害時の 特例	被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域で土地区画整理事業を行う場合 〇換地の特例による住宅地の集約が可能 〇保留地の特例による公営住宅や防災のための施設専用用地 の確保が可能 〇従前の土地の一部に代えて、施行地区内に住宅を給付することが可能 〇施行地区外に住宅を建設し、換地計画において住宅及び敷地 の給付が可能		

事業実施に 際しての 市町村の 留意事項	<ul> <li>○地方公共団体による土地区画整理事業の施行においては、都市計画決定が必要であり、事業実施に時間を要する。</li> <li>○地方公共団体施行の場合は権利者の同意を必ずしも必要としない。</li> <li>(ただし、実際は住民説明会等を行い、地元の理解を得られるよう努めている。なお、組合施行においては2/3以上の同意が必要となる。)</li> <li>○地方公共団体施行の場合は都市計画区域内かつ市街化区域内においてのみ事業が実施できる。</li> <li>○宅地の嵩上げ・切盛土は助成対象となっていないため、市町村の負担が増える可能性がある。</li> </ul>
被災者の生活再建にかかる注意事項	<ul> <li>○土地の交換と公共施設の整備が一体的に行われるため、居住環境の改善が一度に図れる。ただし、事業前に比べ、事業後の単位面積当たりの土地の価値が上昇する場合、面積が減ぜられることとなる。</li> <li>○土地区画整理事業により土地の交換を行った場合は土地の取引はなかったものとみなされ、土地取引に係る税金は非課税となる。</li> <li>○被災により現地と公図にズレが生じている可能性があるが、土地区画整理事業を行うことにより、地籍の整備がなされる効果がある。</li> <li>○土地区画整理事業は基本的に公共施設の整備と宅地の造成を行う事業なので、住宅建設は権利者自ら行う必要がある。</li> </ul>
市町村としての改善要望	・計画・施行段階での手続きの簡素化 ・施行地区要件の緩和 ・補助率の引き上げ ・嵩上げ・切盛土に要する費用についての支援 等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	公営住宅整備事業	国土交通省	住宅総合整備課
事業概要	国及び地方公共団体が協力 住宅を整備し、住宅に困窮。 又は転貸することにより、国 る。 〇整備方式 (1)直接建設方式 :地方公会 (2)買取方式 :地方公会 (3)借上方式 :地方公会	する低額所得者に対 民生活の安定と社会 共団体の建設 共団体による買取り	して低廉な家賃で賃貸
補助対象の考え方	〇交付対象: 公営住宅の ①地方公共団体が建設了 交付金算定対象事業費 ②地方公共団体が借上に (地方公共団体以外の者が 交付金算定対象事業費 〇限度額: 国土交通大臣が	スは買取りを行う場合 g:全体工事費 げを行う場合 行う建設又は改良に対して	て助成) 貴の2/3
国費率	【社会資本整備総合交付金	金】: 交付金算定対象	除事業費の概ね 45%
地方財政措置	〇公営住宅整備事業等補助:2 〇住宅施設災害復旧事業費補助		当率 現年 100%、過年 90%)
災害時の 特例	【公営住宅整備費等補助】 (1) 災害公営住宅の整備に一般災害の場合:[建設・買取]: 激甚災害の場合:[建設・買取*] ※1 東日本大震災の場合、※2 東日本大震災の場合、【住宅施設災害復旧事業費(2) 既設公営住宅の復旧に一般災害の場合: 再建激甚災害の場合: 再建※3 復旧に係る地方負担額と地方	全体工事費の2/3、[借- 全体工事費の3/4、[借上 用地取得造成費を助成対 3/5に補助率引上げ【 補助】 対する助成 ・補修 1/2 ・補修 5/10~9/1	共同施設等整備費の2/5 <sup>※2</sup>  対象に含む。【1次補正】  1次補正】     0 <sup>※3</sup>

	〇災害公営住宅の供給計画を策定する際には、以下の点に留意するこ
	とが必要。 ・高台移転や平地での再建・中高層化など、復興まちづくりとの連携
事業実施に際しての市町村の	・被災者の居住ニーズへの対応なお、東日本大震災の被災者向けの災害公営住宅の整備に際しては、通常の公営住宅の整備とは異なり、用地の取得造成費用について国の助成が行われるよう措置しているところ。 〇災害公営住宅の整備を行う際には、高齢者等、省エネルギー、地域資源の活用等にも配慮した住まいづくりを図ることが重要。 〇災害公営住宅の入居者については、以下の点に留意することが必要
留意事項	要。 ・法令上の規定により、災害の発生から3年間は、災害公営住宅の入居者については、災害によって住宅を失った被災者であることとされている。 ・一定の要件を満たす被災地域(市町村における滅失戸数が100戸以上、かつ、当該市町村を含む都道府県と隣接都道府県における滅失戸数が4,000戸以上等)で住宅を失った被災者については、災害の発生から3年間は、公営住宅の入居者資格(収入要件・同居親族要件)が適用されない。
被災者の 生活再建に かかる 注意事項	THANKEY TO MENT CHOOSE O
市町村 としての 改善要望	・補助率の引き上げ ・用地取得造成費の国庫補助対象化 等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	土地改良事業(土地改良	曲共业支办	防災課
	法特例法に基づく事業)	農林水産省	農村整備官
	東日本大震災に係る津波に	よる災害に対処	し、早期営農再開を
事業概要	図るため、国等が緊急に行う	5災害復旧及び	除塩(特定災害復旧
争未恢安	事業)並びにこれと併せて行	う区画整理等の	)事業(復旧関連事
	業)を実施する。		
	〇補助(負担)対象		
	〈特定災害復旧事業〉		
	・(除塩) 塩分濃度が 0.1%以	人上かつ工事費	40 万円/箇所以上
	・(農用地及び土地改良施設の災害復旧)		
補助対象の	工事費 40 万円以上/箇所、面積要件なし		
補助対象の     考え方	〈復旧関連事業〉		
「 行ん刀	・復旧関連事業に係る上限額や面積については、本となる特定災		
	害復旧事業の工事費や面積と同等まで実施可能		
	〇交付対象		
	本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、船舶及び機械器具		
	費、用地費、補償費及び営繕費、換地費、工事諸費等		
	(特定災害復旧)除塩 9/10、	農用地 5/10(	※)、土地改良施設
	6.5/10(※)		
国費率	(※ 戸当たり事業費の区分に応じて激甚並み嵩上げ)		
	(復旧関連事業) 5/10		
	(戸当たり事業費の図	☑分に応じて大幅	晶な嵩上げ)
地方財政措置	地方負担のうち 90%起債	可能(うち95%	後年度交付税措置)
	残り10%(	こついては資金	手当債の措置が可能
	(特定被災地方公共団体か)	つ特例法に該当	する場合)

災害時の特 例	本事業は東日本大震災に対処するために措置されたもの
事業実施に 際しての市 町村の留意 事項	<ul> <li>○災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を高い補助率で実施することが可能です。</li> <li>○被災農用地や土地改良施設が国営事業の受益地内にある場合や、被災県知事から要請された場合など、一定の要件を満たす場合は国直轄での実施も可能です。</li> <li>○土地改良法特例法に基づく復旧関連事業では、被災集落の移転先における生活環境基盤整備等を実施できないことに留意する必要があります。</li> </ul>
被災者の生活再建にかかる注意事項	<ul><li>○被災した農地・農業用施設が早期に復旧することにより、早期の営農再開が可能となります。</li><li>○農地の大区画化により、営農コストが軽減されます。</li><li>○除塩や災害復旧事業等に被災農林漁家を雇用することにより、被災農林漁家の所得が確保されます。</li></ul>
市町村 としての 改善要望	被災地域の復興再生の実現のため、総合的な事業計画の策定、 事業実施の一元化及び土地利用制度の許認可手続きを一本化 し、農地・農業用施設の復旧等に併せて、被災集落の移転先にお ける生活環境基盤整備等を一体的に行う事業を検討中。

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	集落排水事業	農林水産省	農村振興局農村整備官 林野庁整備課
			水産庁計画課
事業概要	農山漁村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農林水産業の実現、活力ある農山漁村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。		
補助対象の考え方	<ul> <li>○ハード事業(施設の整備又は改築)</li> <li>工事費(純工事費、測量及び試験費、船舶機械器具費、用地及び補償費、全体実施設計費)、効果促進事業</li> <li>○ソフト事業(調査及び計画の策定、機能診断等)</li> <li>賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、給料、職員手当等、共済費、補償費等</li> <li>※平成23年度は、地域自主戦略交付金により実施</li> </ul>		
国費率	50%(沖縄 75%、奄美 60%)		
地方財政措置	地方負担のうち 100% 〇東日本大震災の特例 地方負担のうち 100 置)		後年度交付税措置) %以上 後年度交付税措

災害時の特 例	〇激甚災害の特例 激甚災害に係る災害復旧については、補助率が 8/10(農業集落排水のみ) 〇東日本大震災の特例 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、特定被災地法公共団体に指定された市町村において、標準税収に対する対象施設の復旧事業費の総額が 20%までの部分については補助率 8/10、20%を超える部分については補助率 9/10
事業実施に 際しての市 町村の留意 事項	<ul> <li>○ 復旧事業費の国庫補助率が8/10以上となります。また、地方財政措置について、81%以上の後年度交付税措置がされます。</li> <li>○ 災害を受ける前と同じ場所での復旧が難しい場合は、違う場所での復旧も可能です。</li> <li>○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「財政援助法」という。)の第二条に規定する「特定被災地方公共団体」に指定された市町村が対象です。</li> <li>○ 東日本大震災により被災した農地・農業用施設・林業施設・漁港等の災害復旧事業実施地区と同じ地域である必要があります。</li> </ul>
被災者の生活 再建にかかる 注意事項	〇集落排水施設が早期復旧することで、公衆衛生の向上から農山漁村 の生活環境の改善が早期に図られます。
市町村 としての 改善要望	特定被災地法公共団体への指定等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	農山漁村活性化プロジェ クト支援交付金	農林水産省	農村整備官
事業概要	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在 者の増加等を通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、そ の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取り組みを交付 金により支援する。		
補助対象の考え方	<ul> <li>○交付対象</li> <li>①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備</li> <li>②定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備</li> <li>③地域間交流の拠点となる施設の整備</li> <li>○交付先・・・都道府県、市町村</li> <li>国から市町村への直接助成を可能なほか、交付金の年度間の融通や、交付対象施設間の融通が可能であり、地域にとって使いやすく、地域の自主性、裁量性が発揮できる仕組としている。</li> </ul>		
国費率	定額(定額、1/2等)		
地方財政措置	地方負担のうち、 公共事業等債(都道府県営事業):90% 起債可能(うち 20% 後年 度交付税措置) 一般補助施設整備等事業債(市町村営事業):75% 起債可能 (交付税措置 無し)		
災害時の特 例	農山漁村活性化プロジェ 害等における緊急事業を 第12 災害等における緊 災害等緊急に対応する 興局長が特に必要と認 かかわらず、農村振興 事業を実施することがで	実施することができる。 会事業 必要がある事案が める場合にあって 局長が別途定める	きる。 「生じ、かつ、農村振は、この要綱の規定に

事業実施に 際しての市 町村の留意 事項	<ul> <li>○市町村へ直接補助することにより、市町村の自主性・主体性を発揮させるとともに、対象施設間の予算流用や年度間融通により地域の実情に合わせた整備が可能となっています。</li> <li>○市町村は、地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加等を通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成する必要があります。</li> <li>○活性化計画を作成した市町村は、交付金を充てて活性化計画に基づく事業等の実施をしようとするときは、当該活性化計画等を農林水産大臣に提出する必要があります。</li> <li>○交付対象事業の実施要件及び交付率は、実施要綱及び実施要領によるものとし、要件類別ごとに定められている地域指定、事業実施主体、交付額算定交付率及び事業メニューごとの要件等を確保する必要があります。</li> </ul>
被災者の生活再建にかかる注意事項	・地区要件の緩和 ・国庫補助率の嵩上げ
改善要望	・地方財政措置の嵩上げ

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	海岸事業(漁港海岸)	農林水産省	水産庁 防災漁村課
事業概要	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適切な利用を図り、もって国土を保全することを目的として、海岸保全施設を整備。		
補助対象の考え方	〇事業実施主体 海岸管理者(地方公共団体) ※平成22年度から原則として農山漁村地域整備交付金へ移行		
国費率	1/2等		
地方財政 措置	充当率 90% 普通交付税措置 50%		
災害時の 特例	海岸事業としての特例は よる対応が可能である。	ないが、災害復旧	事業等(9/10等)に

事業実施 に際しての 市町村の 留意事項	<ul><li>○被災地域の状況や漁業者の要望等を十分に踏まえ、今後の復旧・復興に向け必要な対策を国や県と連携を図り実施していく必要があります。</li><li>○本事業は地方公共団体の裁量により事業選択が可能である農山漁村地域整備交付金等の活用が可能です。</li></ul>
被災者の 生活再建 にかかる注 意事項	
市町村 としての 改善要望	現在のところ、被災市町村においては、災害復旧による対応を優 先していることから、通常の海岸事業に対する要望はあがってき ていない。

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	水産基盤整備事業	農林水産省	水産庁計画課
事業概要	水産業の健全な発展とわが国における水産物の安定供給を図るため、漁業活動の根拠地である漁港の整備、水産資源の回復を図る漁場整備等を実施。		
補助対象の考え方	漁港整備: 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地、荷捌き所、漁港浄化施設等漁場整備: 魚礁、増殖場、養殖場、漁場の保全のための事業(たい積物の除去、藻場・干潟造成等)上記事業にかかる本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、船舶及び機械器具費等を対象		
国費率	1/2(特定第3種漁港及	び4種漁港の一部	施設は2/3)
地方財政措置	地方負担のうち90%起債可能(うち30%後年度交付税措置)		
災害時の 特例	水産基盤整備事業として 10等)による対応が可能		災害復旧事業等(9/

事業実施 に際しての 市町村の 留意事項	〇水産基盤整備事業において、災害復旧と連携した漁港機能の 回復や漁業集落整備のための事業計画策定にかかる調査につ いて、23 年度 1 次補正予算を計上しています。市町村におかれ ては、被災地域の状況や漁業者の要望等を十分に踏まえ、1 次 補正予算を積極的にご活用いただくとともに、今後の復旧・復興 に向け必要な対策を国や県と連携を図り実施していく必要があ ります。
被災者の 生活再建 にかかる注 意事項	
市町村 としての 改善要望	地盤沈下への対応、地方負担の軽減等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	養殖施設災害復旧事業	農林水産省	水産庁 栽培養殖課
事業概要	東日本大震災で被害を受けた水産動植物の養殖施設を復旧。		
補助対象の考え方	○交付対象 養殖施設の災害復旧事業については、養殖施設の種類ごとに、 ①激甚災害を受けた養殖施設の数が、その市町村の施設の 数の 100 分の 20 を超える市町村の区域 又は ②被害額の合計が 2000 万円を超える市町村の区域		
国費率	都道府県が13万円以上(現在価値額で算定)の養殖施設の災害復旧事業に対し、経費の9割以上を補助する場合に、国は 経費の9割を都道府県に補助		
地方財政 措置	総務省に対して、補助残(1/10)について特別交付税の対象と するよう要請		
災害時の 特例	経過年数が明確に判明し 3/4。	,ない施設につい <sup>.</sup>	ては残存価値を一律

事業実施 に際しての 市町村の 留意事項	<ul><li>○査定が行われる前に復旧に着手した施設であっても、復旧に使用した資材を購入した際の領収書などの証拠書類があれば支援の対象となります。</li></ul>
被災者の 生活再建 にかかる注 意事項	〇養殖施設災害復旧事業の実施により、養殖業の再開が可能と なり、雇用の維持が図られます。
市町村としての改善要望	・交付対象基準の緩和 ・補助率の嵩上げ ・補助対象基準価格(13万円以上)の引き下げ ・支援は現状復旧ではなく、施設取得価格を基準とすべき等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	水産業共同利用施設復	曲井业本少	水産庁
	旧支援事業	農林水産省	加工流通課
	平成23年度第1次補正	予算で、被災した	た漁業協同組合等が
	所有する水産業共同利力	用施設(市場、荷さ	がき施設、水産加工
	施設、冷凍冷蔵施設等	の早期復旧に必	要不可欠な機器等の
事業概要	整備を支援。また、第22	欠補正予算におい	て、被災地での本格
	的な漁業の再開に向け	、これら機器等の	整備に加え、製氷施
	設や冷凍冷蔵施設、加	工施設等の修繕	や応急的な上屋の整
	備も支援対象とした上で	、同事業を計上。	
	〇補助対象		
	機器等購入費、設置費、	撤去費	
	〇実施要件(第1次補正	.)	
補助対象	・被災前に所有していた機器等のうち、被災により使用不可能と		
の考え方	なった機器等の入れ替え(修理を除く。)を必要数実施。		
	・災害復旧事業等を活用して実施する原形復旧に相当な期間を		
	要する場合等の特殊事情がある場合は、被災前に所有していな		
	かった機器等を新規に整備可能。		
国費率	岩手県、宮城県、福島県	2/3	
国貝牟	北海道、青森県、茨城県、千葉県 1/2		
	•特定被災地方公共団体	については、災害	复旧事業債
	充当率 90%(充)	当残分10%にも起	債は可能)
地方財政	普通交付税措置 9	5%	
措置	•特定被災地方公共団体	以外の団体につい	ては
	充当率 80%		
	普通交付税措置 9	5%	

災害時の 特例	この事業に関しては、今回の震災を受けての補正予算であり、特 例は設けていない。
事業実施に際しての市町村の留意事項	<ul><li>○共同利用施設の早期復旧に必要な修繕、機器等の整備ができます。</li><li>○今漁期に間に合わせるため、市場などの仮設施設の整備ができます。</li></ul>
被災者の 生活再建 にかかる注 意事項	水産業共同利用施設が早期復旧することにより、被災地において雇用の促進が図られます。
市町村 としての 改善要望	補助率の嵩上げ

	事業・施設名	所管省庁	担当課	
	農林水産業共同利	農林水産省	<b>双带已经带</b> 地等	
	用施設災害復旧事業	辰 <b>怀</b> 小准目	経営局経営政策課   	
	「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置			
	に関する法律」及び「激甚災害に対処するための特別の			
事業概要	財政援助に関する法律	律」に基づき、劉	異常な自然災害によ	
	り被災した農業協同	組合等が所有する	る農林水産業共同利	
	用施設の復旧に係る約	経費の一部を国か	「補助	
	〇助成対象			
	農業協同組合等が所	有する農林水産業	美共同利用施設で、1	
	箇所の工事の費用が	40万円(激甚災	ミ宝法第6条の規定に	
補助対象の	基づく政令で定める地域(告示地域)内にあっては13万			
考え方	円)以上の災害復旧事業に対して助成			
	〇交付先:農協等、地方公共団体			
	〇災害復旧事業の事業	費の算定に当たっ	っては、減価償却方式	
	による。			
	告示地域については、9/10(事業費が13~40万円の部分は			
国費率	4/10)、その他地域は、5/10(事業費が 13~40 万円の部分は			
	3/10)			
	〇「東日本大震災に対	処するための特別	の財政援助及び助成	
	に関する法律」に定	める特定被災地力	5公共団体について	
地方財政措	は、地方負担のうち、90%が起債可能(うち 95%が後年度交			
置	付税措置)			
	〇その他の地方公共団	体については、均	也方負担のうち、80%	
	が起債可能(うち 9	5%が後年度交付税	·措置)	

災害時の特 例	〇東日本大震災においては、地方公共団体が所有する産地市場(魚市場)を本事業の対象に追加
事業実施に 際しての市 町村の留意 事項	<ul> <li>○地盤沈下、液状化等により、災害を受ける前と同じ場所での復旧が難しい場合は、違う場所での復旧も可能です。</li> <li>○事業査定の事務簡素化のため、査定前着工の実施が可能です。</li> <li>また、壊滅的な被害により現地での査定が困難な場合は、目視及び写真等による机上査定が可能です。</li> </ul>
被災者の生 活再建にか かる注意事 項	〇自己所有の施設が被害を受けた農林水産業者については、 農林水産業共同利用施設を利用することにより、自己負担 なしに事業を再開することが可能です。
市町村 としての 改善要望	<ul><li>○査定作業の手続きの簡素化</li><li>○全額国庫負担による実施</li></ul>

	事業•施設名	 所管省庁	担当課
	東日本大震災		生産局総務課
	農業生産対策交付金	農林水産省	生産推進室
	  農業者の共同利用農業	美生産関連施設の	復旧・整備や、共同利
事業概要	用農業機械・生産資材	の導入等を支援。	
	平成23年4月1日以降	ととう とうしん とうしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん しんしん し	ものであって、都道府
	県知事が次の全ての要	件を満たすと認め	るものに限る。
	1 東日本大震災に起因する施設、機械、生産資材、農地等へ		
補助対象の	の被害の復旧等に資する取組であること。		
考え方	2 当該取組により、対象施設の機能又は対象地域作付面積、		
	新規就農者育成数、研修受講者数若しくは飼養頭羽数が平		
	成22年以前と概ね同水準以上になることが確実に見込まれ		
	ること。		
	都道府県への交付率は	 :定額	
国費率	  (事業実施主体へは事業	業費の1/2以内等	<b>}</b> )
	地方負担のうち、		
地方財政措	推進交付金については特別交付税で対応が可能		
置	整備交付金については90%起債可能(普通交付税措置95%)		
	※充当残分(10%)にも	起算可能	

災害時の特 例	この事業に関しては今回の震災を受けての補正予算であり、特 例は設けていない。
事業実施に 際しての市町 村の留意事 項	<ul> <li>1 都道府県への配分額決定のための要望調査においては、市町村内の要望を取りまとめる必要があります。</li> <li>2 市町村が自ら事業実施主体になることができます(一部メニューを除く)。</li> <li>3 原状復旧だけでなく、再編整備を伴う復旧についても支援対象となります。</li> <li>4 交付決定前の着工が可能です。</li> </ul>
被災者の生活再建にかかる注意事項	<ul><li>1 支援対象は、共同の取組に限定されており、個人単独では助成を受けることができません。</li><li>2 共同利用農業生産関連施設が早期復旧することにより、被災地における雇用の維持・確保に繋がります。</li></ul>
市町村 としての 改善要望	・補助率の引き上げ ・共同利用要件の緩和(個別経営体への補助) 等

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	卸売市場施設災害復 旧事業	農林水産省	流通課
事業概要	(1)中央卸売市場施設整備の取組 卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。)第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。 (2)卸売市場再編促進施設整備の取組 地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。 (3)卸売市場活性化等事業の取組 ア PFI推進の取組 PFI法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対援。 イ 卸売市場活性化推進の取組 事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。 (4)地方市場施設整備の取組 地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。		
補助対象の 考え方	卸売場施設、仲卸売場施設、買荷保管・積込所施設、倉庫施設、冷蔵庫施設、駐車場施設、構内舗装(門、柵、塀以外の基盤整備を含む。以下同じ。)、せり機械設備、入荷量等表示設備、電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備、ガス設備、衛生設備、消火設備、搬送設備、食肉処理設備(強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知)で定められた設備等であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の規定により都道府県知事が設置を許可した施設に限る。)、懸肉計量設備、管理・業務事務施設(保健医療関係の福利厚生施設を含む。)、加工施設、関連商品売場施設		
国費率	中央卸売市場に対して1 以内、地方卸売市場1		

Í	
地方財政措 置 災害時の特 例	(卸売市場は一般会計ではなく公営企業会計で経理) 〇 特定被災地方公共団体においては、国庫補助残の 75%(経営状況等に応じた嵩上げ措置あり)について、一般会計から公営企業会計への繰出しが可能、当該繰出額について 100%起債可能(うち 95%を後年度負担) 〇地方公営企業負担分も 100%起債可能 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律において、補助率の嵩上げ及び災害復旧を対象とし、中央卸売市場に対しては災害復旧事業費の2/3、地方卸売市
事業実施に 際しての市町 村の留意事 項	場に対しては1/2を補助  ○災害査定前において既に施行済み又は施行中の工事についても、被害写真等により被災事実を確認できるものは補助の対象となります。  ○都道府県卸売市場整備計画との整合を図る必要があるため、県との調整を行って頂く必要があります。
被災者の生 活再建にか かる注意事 項	
市町村 としての 改善要望	補助率の嵩上げ

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	公立学校施設災害復旧 事業	文部科学省	施設企画課
事業概要	災害によって被害を受けたいて、その一部を負担(補施を確保する。		21,7 0,122
補助対象の考え方	(建物、工作物 ·補助金:教員住宅、特定	援学校、大学及び高 別、土地、設備)	等専門学校の施設 舎の新築復旧等に伴う
国費率	   負担・補助率:2/3(離島:	4/5)•1/2	
地方財政 措置	公立学校施設の補助災害 ね100%(過年分についる 利償還金の95%に相当な 算入され、財政措置される	ては90%)が対象と する額が地方交付和	され、その年ごとの元
災害時の 特例	激甚災害に対処するための き激甚災害の指定に該当 収入に対する地方負担額	する特定地方公共団	団体について、標準税

事業実施に 際しての市 町村の留意 事項	<ul> <li>○ 公立学校施設災害復旧事業については、学校教育の円滑な実施を確保するため、国の現地調査をまたずに工事に着手し、早期に学校施設を復旧することが可能となっている。</li> <li>○ また、学校教育の円滑な実施を確保するとともに、災害復旧に要する費用を算定するための事業計画書についても、すみやかに作成・提出し、国の現地調査を受けることで、国庫負担(補助)金の交付決定を受けることができる。</li> <li>○ なお、国庫負担(補助)金を活用し、早期に災害復旧事業を執行できるよう、平成23年6月7日付け23施施企第13号「東日本大震災に係る文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領の取扱いについて」等により事務の簡素化等を図っている。</li> </ul>
被災者の 生活再建に かかる 注意事項	
市町村としての改善要望	<ul><li>・津波浸水区域のすべての学校移転経費を国庫補助対象</li><li>・防災拠点としての学校機能の充実・強化</li><li>・補助率の嵩上げ</li></ul>

	事業•施設名	所管省庁	担当課
	公立社会教育施設 災害復旧事業	文部科学省	社会教育課
	激甚災害法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業)の適用が政		
	令で指定され、かつ、激甚災害法第3条の特定地方公共団体に指定		
事業概要	された地方公共団体が設置した、公民館、図書館等の社会教育施設		
尹未恢安	(社会体育施設、文化施設を含む)について、国が財政的に援助する		
	ことにより、早急な施設の	復旧を図り、教育活	動を円滑に実施・継続
	し、社会教育活動の再生・	再構築を図る。	
補助対象の考え方	○対象施設 激甚災害(本激)により被害を受けた、特定地方公共団体が設置 する以下の公立社会教育施設 公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の 家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策 集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場、生涯学習センター ○補助対象 ・建物(電気、ガス等の付帯設備を含む) ・建物以外の工作物(土地以外に固着している工作物) ・土地(敷地、野外運動場等) ・設備(教材、教具、机・椅子等の備品)		
国費率	2/3		
地方財政 措置	地方負担のうち、起債した95%を後年度に交付税措置		
災害時の 特例	災害時以外には国からの補助制度はない。		

事業実施に 際しての 市町村の 留意事項	〇激甚災害法第16条(公立社会教育施設災害復旧事業)の適用が 政令で指定され、かつ、激甚災害法第3条の特定地方公共団体に指 定された地方公共団体が設置した社会教育施設のみが対象となる ため、同じ災害による被害でも特定地方公共団体に指定されていな い地方公共団体は対象とならない。 〇適用除外事項 ・事前着工で写真等により被災の事実が確認できないもの ・災害復旧工事施工中に生じた災害に係るもの ・設計不備、工事施行の粗漏に起因するもの ・著しく維持管理の義務を怠ったことに起因するもの
被災者の生活再建にかかる注意事項市町村	・補助率の嵩上げ
としての 改善要望	<ul><li>・補助対象範囲の拡大</li><li>・耐震化の強化</li></ul>

	事業·施設名	所管省庁	担当課
	医療施設等 災害復旧費補助金	厚生労働省	医政局指導課
事業概要	医療機関施設、医療関係者養成所施設等であって暴風、豪雨、 洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により被 害を受けたものの災害復旧。		
補助対象の考え方	〇交付対象 ・公立病院、公的病院、教 ター、小児救急医療拠点 関、在宅当番医制診療所 ・看護師等養成所、理学療 養成所等 ・看護師宿舎等 ※一箇所あたり800千円	病院、災害拠点病 ;等 療法士・作業療法士	院、二次救急医療機 二養成所、歯科衛生士
国費率	1/2		
地方財政 措置	〇公立病院は、地方負担のうち 100%起債可能。(東日本大震災 に係る災害復旧事業については、うち一般会計負担分に係る元 利償還金の 95% について後年度交付税措置)		
災害時の 特例	東日本大震災により被害 ついては、補助率を2/3		機関(公立・公的)に

事業実施に 際しての 市町村の 留意事項	<ul><li>○明らかな設計不備、著しく維持管理の義務を怠った場合等に起因して生じた災害については適用除外となる場合がある。</li><li>○国庫補助額の決定にあたっては、厚労省の他、地方財務局の立会いのもと、机上又は実地調査が必要となる。</li></ul>
被災者の 生活再建に かかる 注意事項	
市町村 としての 改善要望	補助率の嵩上げ